

2013年 月 日

鳥取県議会議長 伊藤美津夫 殿

**鳥取県の「控訴」取下げを求める陳情署名**

**【陳情趣旨】**

平成25年3月29日、鳥取地方裁判所（和久田斉裁判長）は、『平成21年（行ウ）第3号 滞納処分取消等請求事件』（『児童手当狙い撃ち事件』という）の「判決」において、鳥取県に対し差し押さえた金員（児童手当金を含む）の返還と慰謝料等の支払いを命じました。

「判決」は、県税務行政の違法性を次のように認定しました。

- ①「・・・実質的に児童手当法の精神を没却するような裁量逸脱があった・・・」
- ②「・・・職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件差押処分を執行した」③「(税務職員)曖昧な証言に終始しており、供述態度も芳しくない」④「・・・原告は、本件差押処分によって、子を持つ父親として多大な精神的苦痛を被ったと認めるに難くない。」等々。

ところが、鳥取県は4月12日、広島高等裁判所松江支部に「控訴」しました。

私たちは下記理由からも「控訴」に反対します。

- ①児童手当は子どものために使うもの②「子育て王国とっとり」の政策に反する③訴訟費用は県費であり、これ以上貴重な税金を使って裁判を続けることは不適當。

この裁判は、全国的にも注目を集めています。県議会におかれましても、是非とも重大な関心を持っていただき、議論していただきますようお願い申し上げます。

**【陳情項目】**

鳥取県が、平成25年3月29日鳥取地方裁判所判決(和久田斉裁判長、平成21年(行ウ)第3号『滞納処分取消等請求事件』)を真摯に受止め、「控訴」を取下げよう、議会として意見を上げてください。

氏 名	住 所

『鳥取県児童手当差押え訴訟』原告を支援する会（鳥取市西品治 105-26 鳥取県民主商工会連合会気付）

※締め切り 6/3（月）必着。